々と進む明和水質浄化センター建設工事 (左から主ポンプ棟、 管理棟)

公共下水道

す。 今回から条例の主な内容についてシリーズで連載する予定で 供用開始に向け、このほど公共下水道条例等を制定しました。 町では、平成16年4月以降に予定している公共下水道の一部 そこで、公共下水道について皆様にご理解をいただくため、

受 益 者 負 担 金

す。 蚊 やお風呂、洗濯、水洗トイレなど、 て魚が住めなくなったり、 そのまま川へ流すと水質が悪化し 様々な形で水を利用しています。 しかし、こうして役に立った水も、 私たちは、日常生活の中で台所 蝿を発生させる原因となりま 悪臭や

設です。 います。 くために、下水道の整備を進めて た地区のかただけが利用できる施 用できる施設とは異なり整備され 道は、公園などのように誰でも利 かな水環境や快適な生活環境を築 私たちは、これらを改善して豊 しかしながら、この下水

その他

担金のことをいいます。 部を受益者に負担していただく負 担金とは、下水道施設建設費の一 ıΣ ことをいいます。 受益者とは、下水道の整備によ 下水道の恩恵を受ける人々の また、受益者負

れます。

公共枡1基につき負担金の額 納付時期 20 万 円

境づくりをめざして

第 2 期 第 1 期 納付方法 毎年 毎年 1月末日 7月末日

ることができます。 は口座振替の方法により納付す 分けて納めていただきます。 4年分割、 た、受益者負担金は、現金また 年2期の合計8回に ま

質権)等が設定されている場合 納付する人 (受益者) は、その権利者が受益者となり に長期にわたり借地権(地上権 となります。ただし、 者(受益者負担金を納める人) られている土地の所有者が受益 原則的には、公共枡が取り付け その土地

受益者負担金は、 受益者負担金を最初の納付期限 までに、 の施工の有無に関係なく賦課さ と一括納付報償金が交付されま まとめて一度に支払う 排水設備工事

受益者負担金の納付者(受益者)

下水道と諸

を図り、もって、公共用水域にお

町では、

公共下水道の普及推進

公共 制 度

例2 例3 例1 例4 D 居住者 家屋所有者 土地所有者 居住者 В 居住者 居住者 В C B A 家屋所有者 土地所有者 家屋所有者 土地所有者 家屋所有者 土地所有者 В Α Α Ā Α Α В В 納付者 納付者 納付者 納付者 例1、例2は土地の所有者。例3、例4は家屋の所有者が受益者となります。

平成15年7月10日(木) (8)